

第25回コスモスフェスティバル フォトコンテスト応募要項

テーマ

『第25回コスモスフェスティバル』

第25回コスモスフェスティバルを題材とし、鴻巣市のことがもっと好きになれるような作品であれば自由です。

撮影場所

第25回コスモスフェスティバル会場

応募資格

特に資格はありません。どなたでも応募できます。

応募点数

フォトコンテストの応募は、お一人3枚を上限とさせていただきます。

応募写真については、令和5年に撮影した写真に限ります。なお、『コスモスフェスティバルフォトコンテスト応募要項』と『応募票』は、鴻巣市ホームページに掲載してあります。

応募期間

令和5年10月18日（水）から令和5年10月31日（火）※当日消印有効

審査

鴻巣市とコスモスフェスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）にて、厳正な審査と抽選の上、入賞者を決定いたします。なお、審査に対する異議申し立ては一切受けません。

商 品

コスモスフェスティバル実行委員長賞 1作品（QUOカード 10,000円分）
ラッキーで賞 5作品（QUOカード 1,000円分）※抽選

応募方法等

作品規格	<ul style="list-style-type: none">・JPEG形式・画像データサイズは300万画素以上の写真を応募してください。・カラー、モノクロどちらでも可。・単写真のみ。
応募方法	<ul style="list-style-type: none">・メール、郵送または持参で提出してください。所定の事項を記入した応募票も添付してください。 <p>【メールで応募】下記アドレスに送信してください。 鴻巣市商工観光課代表メール kanko@city.kounosu.saitama.jp ※受信サイズ上限が10MB程度です。大きい場合は郵送で応募してください。メールのタイトルは必ず「デジカメフォトコンテスト応募」としてください。</p> <p>【郵送または持参で応募】下記住所にご郵送してください。 ※DVD-RまたはCD-Rにデータと応募票を入れて提出してください。 DVD-R・CD-Rは返却しません。 〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所 商工観光課 「第25回コスモスフェスティバル フォトコンテスト」係</p>

結果発表

入賞者の方のみ電話またはメールにて連絡いたします。※令和5年12月下旬を予定

応募規約

「第25回コスモスフェスティバルフォトコンテスト」に応募の方は、以下をよくお読みいただき、同意の上、応募票の確認欄にチェックを記入し、応募してください。

- 1：応募作品の著作権は、撮影者（応募された写真家）に帰属します。
- 2：入賞作品は、第25回コスモスフェスティバルフォトコンテスト（以下本フォトコンテスト）の審査結果発表に伴う展示のほか、パンフレットなどで優先的に使用する権利を、審査結果発表後から2年間で限度に鴻巣市商工観光課（以下市）が保有します。
入賞作品は、本フォトコンテストの広報活動として、新聞、雑誌、テレビ、ホームページなどで使用することがあります。使用にあたっては撮影者の氏名表示を行います。
- 3：入賞作品の撮影原版（フィルム）またはデジタルデータは、使用期間終了後、市が速やかに削除、廃棄します。
- 4：市がインターネットweb上で使用する場合には、撮影者の氏名を表示します。
- 5：市は応募作品を第三者に貸与することはありません。貸与する場合には、撮影者に事前に利用目的、使用条件（有償、無償）を説明した上で、承諾が得られたものについてのみ貸与いたします。
- 6：応募作品が他のコンテストでの入賞や印刷物、展覧会などで公表されていることが判明した場合は、主催者は入賞、入選等を取り消すことができます。
- 7：応募作品は返却いたしませんのでご了承ください。応募作品の返却希望者は、返信用封筒に切手を貼って応募してください。
- 8：人物を主題にした作品の場合は了承を得てください。
- 9：応募作品が、合成または重加工された写真である場合は審査対象外となります。
- 10：他人の著作物を撮影し、それを素材にして加工や合成をした場合、著作権の侵害に当たる場合がありますので注意してください。
- 11：未成年者の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。
- 12：ご応募は、国外在住者でも可能ですが、賞品を日本国内で受け渡しができる方に限ります。なお、本フォトコンテストの手続きに関して用いる言語は、日本語とします。
- 13：入賞の権利は譲渡できません。
- 14：審査員、審査方法についてのお問合せにはお答えできません。
- 15：応募された写真で肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、市は一切責任を負いません。
なお、第三者から権利侵害の申し出があった場合は、応募者に確認をとる場合があります。
- 16：写真の掲載に関して、第三者との間で紛争が生じた場合は、応募者は応募者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- 17：著作権に違反する写真、公序良俗に反する写真、他人のプライバシーを侵害する写真が投稿された場合は無効とさせていただきます。
- 18：インターネット通信料・接続料及び郵送料等の本フォトコンテスト応募に関わる費用は、応募者の負担となります。
- 19：個人情報については、本フォトコンテストに関連する業務以外では使用しません。
- 20：やむを得ない都合により、応募期間や賞品内容の変更、また本フォトコンテストの中止・中断をする場合があります。そのときは、鴻巣市ホームページにてお知らせします。
- 21：本フォトコンテストに参加したこと、または入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立てについて、市は、一切責任を負いません。

禁止事項

- 1：応募規約に違反する行為。
- 2：本フォトコンテストの運営を妨害する行為。
- 3：他人の名誉、社会的信用を毀損する行為。
- 4：他人のプライバシー、肖像権を侵害する行為。
- 5：他人の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- 6：他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為。
- 7：他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為。
- 8：営利を目的とした情報提供、広告宣伝または勧誘行為。
- 9：他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を応募する行為。
- 10：本フォトコンテストのサーバーに過度の負担を及ぼす行為。
- 11：法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為。
- 12：わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを応募する行為。
- 13：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）による応募。
- 14：公序良俗、一般常識に反する行為。
- 15：その他上記に準ずる行為。

問い合わせ先

鴻巣市環境経済部商工観光課

電話 048-541-1321（内線3100）